新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を 踏まえた障害年金診断書の取扱いについて (令和3年9月10日)

- ▶ 障害年金を受給されている方は、提出期限までに、障害年金 診断書を日本年金機構に提出していただく必要があり、期限ま でに提出されない場合は、通常は、障害年金の支払いが一時差 止めとなります。
- ▶ 障害年金診断書の作成可能期間は3か月間とされていますが、 緊急事態宣言(期間:令和3年1月8日~同年3月21日、令和3年4月25日 ~同年9月30日)やまん延防止等重点措置(期間:令和3年4月5日~ 同年9月30日)の対象地域に居住する方や、圏域をまたいで対象 地域の医療機関を受診する方が、医療機関を受診できず、通常 の手続を円滑に行うことができない場合も想定されます。
- ▶ このため、以下のとおり、障害年金診断書の提出についての特例措置を講じます。
 - ①提出期限が令和3年2月末日である方 令和3年11月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、 障害年金の支払いの一時差止めは行いません。
 - ②提出期限が令和3年3月末日から同年11月末日までの方 <u>令和3年12月末日</u>までに障害年金診断書が提出された場合は、 障害年金の支払いの一時差止めは行いません。

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお願いいたします。

【年金事務所や年金相談センターの所在地】 https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html



